

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本暴第561号
令和5年6月20日
宮城県警察本部長

保護対策実施要綱の一部改正について（通達）

暴力団等からの保護対策については、これまで「保護対策実施要綱の一部改正について（通達）」（平成31年3月18日付け宮本暴第214号）に基づき実施してきたところであるが、この度、保護対策実施要綱の一部を別添のとおり改正したので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

記

1 施行期日

令和5年6月20日

別添

保護対策実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、保護対策（保護対象者に対する保護区分による警戒その他の必要な措置をいう。以下同じ。）に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 暴力団等

「宮城県警察組織犯罪対策要綱の一部改正について（通達）」（令和5年3月24日付け宮本組第282号）第3-3から9までに規定する暴力団等をいう。

2 保護対象者

次のいずれかに該当する者で第5-1の規定により指定されたものをいう。

- (1) 暴力団等による犯罪の被害者その他の関係者
- (2) 暴力団排除活動の関係者
- (3) 暴力団等との取引、交際その他の関係の遮断を図る企業等の関係者
- (4) 暴力団から離脱した者又はその意思を有する者
- (5) 宮城県公安委員会の委員
- (6) その他暴力団等から危害を受けるおそれのある者で次に掲げるもの
 - ア 暴力団等に係る事件に携わった司法関係者等（裁判員、裁判官その他司法関係者をいう。）
 - イ 暴力団等に関する報道を行った報道関係者
 - ウ その他管内の暴力団情勢等に鑑み、特に必要と認める者

第3 基本的配慮事項

1 警察組織の総合力を発揮した保護対策の実施

保護対策は、刑事部組織犯罪対策局が地域部、警備部その他の関係部の協力を得て実施し、保護体制（第5-1に掲げる保護区分に応じた本県警察における体制をいう。以下同じ。）を確立する際は、刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長と保護対策を実施する警察署長が緊密な連携を図り、保護対策が真に機能するよう特段の配慮をするものとする。

2 危害の未然防止の徹底

保護対象者に対する危害行為を防止するため、法令の多角的活用には配慮した上で、保護対象者に対し危害を加えるおそれのある者（以下「視察対象者」という。）に対する視察内偵活動を強化し、潜在事犯の掘り起こしを迅速に行うとともに、警戒活動実施時における職務質問を強化して現行犯逮捕するなどの検挙措置を的確に講じ、危害の未然防止を徹底するものとする。

3 保護対策の重要性の周知徹底

保護対象者の安全確保に万全を期することが暴力団対策を推進する上で極めて重要であることを全職員に周知徹底するものとする。

4 資機材の有効活用

緊急通報装置、防犯カメラ等の保護対策の実施に必要な資機材を確保し、その有効活用を図るため、平素からその整備に努めるとともに、資機材の保管及び管理状況を常に的確に把握しておくものとする。

5 情報収集の徹底

平素から、あらゆる警察活動を通じ、暴力団等による前記第2-2に掲げる者に対する危害行為に関する動向等の把握に努めるものとする。

6 保護対象者による自主警戒の指導・助言

保護対象者が、自主警戒を行うことを希望する場合は、緊急通報装置等の資機材の活用を図ることとするほか、適時適切に警戒用資機材や警備業者の活用等について指導・助言を行うものとする。

7 連絡の励行

保護対策を実施するに当たっては、保護対象者に対する連絡を励行し、その不安感の解消と協力の確保に努める。

第4 保護対策の体制

1 保護対策官の設置等

(1) 保護対策官の設置

刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課（以下「暴力団対策課」という。）に保護対策官を置き、（中略）をもって充てる。

(2) 保護対策官の任務

保護対策官は、保護対策の実施に関し次の事務を行う。

ア 保護対策に必要な情報の収集、分析及び管理

イ 保護対策計画の立案

ウ 保護措置の実施に関する指導及び調整

エ 関係部門との連絡及び調整

オ 警察庁への報告並びに他の都道府県警察の保護対策官との連絡及び調整

2 身辺警戒員の指定等

(1) 定期人事異動後は、速やかに（中略）身辺警戒員（中略）をあらかじめ指定するものとする。

(2) 保護対策官は、身辺警戒員に対し、平素から身辺警戒の実施に関し必要な教養、訓練等を行うものとする。

(3) 身辺警戒員の服装は私服とし、身辺警戒員記章を付けるものとする。この場合において、身辺警戒を秘匿して実施する必要があるなど特段の事情があるときは、身辺警戒員記章を付けないことができるほか、必要に応じて、拳銃、特殊警戒用具、手錠、警笛その他身辺警戒に必要な装備品を着装し、又は携帯するものとする。

3 保護対策責任者の設置等

(1) 保護対策責任者の設置

第5-1の規定により保護対象者を指定したときは、保護対策を実施する暴力団対策課又は警察署（以下「警察署等」という。）に保護対策責任者を置き、暴力団対策課にあつては（中略）を、警察署にあつては（中略）をもって充てる。

(2) 保護対策責任者の任務

保護対策責任者は、警察署等における保護対策の責任者として、次の事務を行う。

ア 保護対策に必要な情報及び基礎資料の収集、分析及び管理

イ 保護措置の実施

ウ 保護対象者との連絡及び調整を行う連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）の指定

第5 保護対策の実施

1 保護対象者の指定等

前記第2-2のいずれかに該当する者が暴力団等から危害を受けるおそれがあると認めるときは、保護対象者として指定するものとし、保護対策を実施する警察署等を定めるとともに、その者が危害を受けるおそれの程度に応じた次に掲げる保護区分を指定するものとする。

（略）

2 保護対策計画の策定

(1) 保護対象者を指定したときは、保護対策計画（別記様式第1号）を策定するものとする。

(2) 保護対策計画の策定に当たっては、保護対象者の意向及び活動状況並びに受けるおそれのある危害の態様、範囲及びその背景となっている事情を総合的に勘案するとともに、次に掲げる事項に配慮するものとする。

ア （略）

イ 保護対策計画を定めるに当たっては、保護対象者の住居等及びその周辺の状況並びに保護対象者の活動状況を把握しておくものとする。

ウ 保護対象者との連絡は、昼間又は夜間を問わず確実に行うことができるよう配慮するものとする。

エ 保護対策の実施は、保護対象者のみならず、その家族の保護にも十分に配慮するものとする。

オ 保護対策計画は、状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

(3) 保護対策計画には、保護対象者、指定理由、保護区分、実施体制等を記載すること。

3 暴力団等に対する視察活動等を通じた動向の把握

保護対策を的確に推進するため、暴力団等に対する視察活動、捜査活動等を通

じて視察対象者を確実に把握し、その動向と関連情報の収集に努めるものとし、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 視察対象者の抽出を確実にを行うため、暴力団等の動向及び言動に関する情報が保護対策官及び保護対策責任者に確実に伝達される体制を確立するとともに、その保秘に配慮すること。
- (2) 視察対象者の抽出は、保護対策官が、保護対策責任者等との協議を通じて、その根拠となる背景、動機等を分析するとともに、視察対象者の性格、犯罪経歴、交友関係等を踏まえて行うこと。
- (3) 視察対象者については、保護対象者に対し危害を加えるおそれの程度に応じて必要な行動確認を実施し、その動向を確実に把握するとともに、事件検挙に必要な端緒情報の収集に努めること。

4 周辺住民等への協力依頼

保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺住民、施設管理者等から保護対策の実施について理解を得ることができるよう努めるとともに、不審者、危険物等を発見した際の通報その他必要な事項について協力を依頼するものとする。

5 保護対象者の指定の解除等

前記1の規定により指定した保護対象者について、保護対策を変更する必要性が生じたと認めるときは保護区分を変更するものとし、保護対策を継続する必要性がなくなったと認めるときは当該指定を解除するものとする。

第6 人員、資機材等の広域運用等

1 身辺警戒員等の広域運用

保護対策を実施するために必要と認める場合は、保護対策を実施する警察署以外の警察署等から身辺警戒員を招集し、及び資機材等を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 他の都道府県警察の管轄区域に及ぶ保護対策

保護対策を実施している保護対象者の活動範囲が、他の都道府県警察の管轄区域に及ぶ場合は、警察庁及び当該都道府県警察と必要な調整を行うものとする。

第7 報告

1 保護対象者の報告

警察署等において、保護を必要とする者を認知し、又は被害の相談を受理した際は、(中略)により、保護対策官に報告するものとする。

2 保護対策を実施する警察署において、前記第5-5の規定により保護対象者の指定の解除等をする必要があると認められる場合は、保護対象者の保護区分変更・指定解除報告書(別記様式第2号)を作成の上、報告するものとする。

3 (中略) 保護対象者の指定若しくは指定の解除をしたとき、又は(中略) 保護区分の指定若しくは変更を行ったときは、その旨を警察庁に報告するものとする。

4 前記3の場合において、保護対象者の指定又は保護区分の指定若しくは変更

ついて報告するときは、保護対策計画を添付して行うものとする。

(別表及び別記様式省略)